

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)				
1	基本協定書(案)	10	第14条							特定事業契約不調の場合の処理	個別対話No. 64で「原案のとおりとします」とご回答頂いておりますが、基本協定書の文言にかかわらず、貴市の帰責事由で特定事業契約が締結されなかった場合には、リスク分担表に従って、事業者が生じた損害及び費用等は、貴市の負担になる理解です。念のため、かかる理解で良いことをご確認ください。	ご理解のとおりです。損害賠償の範囲については民法の一般原則に従います。